くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	75.7
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,141.1

くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	75.7
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,141.1

○海上保安庁告示第十六号

船舶気象通報規程の一部を改正する告示を次のように定め、令和八年六月一日から施行する。

令和八年五月十一日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

船舶気象通報規程の一部を改正する告示

船舶気象通報規程（昭和二十九年海上保安庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後

別表（第二条、第三条関係）

気象観測を行う航路標識の名称及び観測種目	気象通報に使用する電話番号及びインターネット・ホームページアドレス
（略）	（略）
周防野島灯台 （風向、風速）	093―322―1177（第七管区海上保安本部） 0834―27―5177（徳山海上保安部） 082―250―1308（第六管区海上保安本部） https://www6.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/tokuyama/suounoshima_lt/kisyou/index.html
（略）	（略）

備考　（略）

改　正　前

別表（第二条、第三条関係）

気象観測を行う航路標識の名称及び観測種目	気象通報に使用する電話番号及びインターネット・ホームページアドレス
（略）	（略）
周防野島灯台 （風向、風速）	093―322―1177（第七管区海上保安本部） 0834―27―5177（徳山海上保安部） 082―250―1308（第六管区海上保安本部） https://www6.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/tokuyama/suounoshima_lt/kisyou/index.html
八島灯台 （風向、風速）	0834―27―5177（徳山海上保安部） 082―250―1308（第六管区海上保安本部） https://www6.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/tokuyama/yashima_lt/kisyou/index.html
（略）	（略）

備考　（略）